

令和元年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和元年9月11日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江	
	委 員 名 島 啓 太		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
追加日程1	37号	神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名(案)の決定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	63号	西が丘小学校校舎改築に伴う旧第三岩淵小学校校舎の解体について	了承
2	64号	学校給食費保護者負担軽減策について	了承
3	65号	保育施設の開設予定等について	了承
4	66号	幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて	了承
5	67号	ベビーシッター利用助成の開始について	了承
6	68号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年9月11日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。

ここで、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名(案)の決定について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加させていただきます。

それでは、追加日程第1、第37号議案「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名(案)の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第37号議案、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の校名(案)の決定についてでございます。1枚おめくりをお願いいたします。

説明欄でございます。小中一貫校の校名案を決定するため、本案を提出するものでございます。記書きに記載のとおり、東京都北区立都の北学園が校名案でございます。

さらに1枚おめくりをお願いいたします。第37号議案の参考資料でございます。校名につきましては、先週の金曜日、6日でございますけれども、神谷中、神谷小、稲田小の校長先生、副校長先生、あるいは保護者代表の方、それから地域代表の方、合計36名からなる学校経営検討委員会におきまして、校名案を選定いたしました。

2の検討経過のところでございますけれども、昨年8月に第一回学校経営検討委員会にて、校名の決め方をどういうふうに決めていくかをご協議いただきました。その後、12月に校名を検討する部会の設置をしたところでございます。この部会は、学校経営検討委員会に属する36名を2分いたしまして、18名ずつで構成しております。そのうち、学校運営部会におきまして、具体的な選定方法を協議した結果、アンケートを実施して候補を募り、その中から校名を決めていこうと決定しておりました。そのアンケート、いただいたものの中から3校の校長先生方が20件程度に絞り込んで、その絞り込んだものを、部会で23つにいたしまして、それをさらに親会で、その3つの中から1つを選ぶ想定で進めてきたところでございます。

アンケートの実施方法はお示しのとおりでございますが、裏面をお願いいたします。校名案について778名の方からご応募いただきまして、565種類の提案をいただいております。提案数は、おひとり二つまでというところで、1,167件でございます。

その後、7月9日に、先ほど申し上げましたように3校の校長先生方に27個の校名候補を選んでいただき、部会に提案をいただきました。それに部会員の中から提案がございました2件を加えた計29件の中から、さらに3件に絞り込んだものが、都の北学園、北都学園、北の杜学園、この三つでございます。この三つを9月6日に検討委員会に提案いたしまして、東京都北区立都の北学園にお決めをいただいたというところでございます。

選定の理由でございますけれども、3校の校歌に「都の北」という歌詞がございます。この3校共通の歌詞、これを元に選定した名前であれば、何年たっても3校の歴史、これを振り返ることができる、3校の願い、思いを未来につなぐことができるといったようなところから、ほぼ全員の賛成を、具体的に申し上げますと、31名出席で2名違う意見がございましたけれども、29名の賛成で「都の北学園」にご賛同いただき決定となりました。

今後の予定でございますけれども、本日、この委員会でこの校名案を決定いただきましたら、明日の文教子ども委員会にご報告をさせていただきます。そうしますと、現在は神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校というような形で、いろんな印刷物表記をしてございますけれども、(仮称)東京都北区立都の北学園、あるいは(仮称)都の北学園といったような表記で、対外的には示していくということになります。仮称という言い方をさせていただきましたけれども、米印のところがございますとおり、校名につきましては、学校設置条例の一部改正、これは開校の間際に議会に提案するものでございますけれども、その議案の可決を持って初めて都の北学園が設置されることとなりますので、それまでは、仮称という表記を付記していくこととなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第37号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第1、報告第63号「西が丘小学校校舎改築に伴う旧第三岩淵小学校校舎の解体について」、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>それではお手元の報告事項に沿って、ご報告をさせていただきます。 表紙を1枚おめくりください。</p> <p>本件につきましては、西が丘小学校を新築するために、旧校舎である第三岩淵小学校の校舎を解体するというので、解体に伴いまして、その財産が消失するというので、ご報告させていただくものでございます。</p> <p>1番でございます。旧第三岩淵小学校（5）の床面積としては、5,222.01平米の建物がなくなるということでございます。2の校舎の解体の開始時期でございますが、今会期の議会に解体工事の議案を提出しておりまして、それがご承認された後に解体工事に入りまして、解体工事そのものは来年の5月から6月まで続くというものでございます。</p> <p>参考までに、新築工事のほうでございますが、この解体工事の後に、令和4年の夏竣工を目指して、これからいよいよこの地域で工事が始まるというところでございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げました。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第2、報告第64号「学校給食費保護者負担軽減策について」、事務局から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、私から、報告第64号、学校給食費保護者負担軽減策について、ご報告いたします。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただいて、委員会資料をごらんください。</p> <p>1の要旨です。区長5期目の選挙公約と所信表明における小中学校給食費等の保護者負担軽減を早期に実施し、子育てするなら北区が一番の実現をより確かなものにして区の子育て施策をさらに充実させるため、学校給食費の保護者負担軽減策を実施するものです。</p> <p>2の内容です。まず（1）の対象です。区内に住所を有し、区立小中学校に通う第2子以降の子どもを対象といたします。（2）の負担軽減額です。第2子については給食費の半額を補助し、第3子以降については給食費の全額を補助するものです。</p>

(3) 影響額等の試算です。現時点では、第2子は約4,500人、影響額としては約1億1,500万、第3子以降につきましては、約1,300人、約7,000万、影響額の合計は1億8,500万というふうに試算をしております。

(4) の実施方法です。実施方法につきましては、保護者が支払った対象者分の給食費について、先に示した負担軽減額を保護者の口座に振り込むような形にしたいと考えております。

(5) システム開発です。この制度の対象者の抽出や確認、振込口座の管理などため、システムの開発を行いたいと思っております。システム開発の期間、開発着手から約8カ月程度かかる見込みになっております。したがって、債務負担行為としてこの9月の議会に、補正予算1,000万円を計上させていただいております。

(6) の実施時期です。このシステム開発の期間を考慮しまして、実施時期につきましては、来年、令和2年の10月分の給食費から対象としたいと考えております。

裏面をお願いいたします。

今後の予定です。本日の教育委員会報告後、明日の文教子ども委員会に報告、補正予算の中間議決をいただきまして、10月の初めに校園長会に説明、10月以降システム開発に着手をしていきたいと考えております。制度の実施は先ほど申し上げたとおり、来年の10月からとなっております。

その下、参考として他自治体の状況を示しております。後ほどご覧いただければと思います。

私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ご説明ありがとうございます。花川区長の公約ということもございますので、スムーズに実施されることを希望するところではございますが、具体的なシステムの中で、学校現場での混乱等はないような中身になっているのでしょうか。そのあたりを教えてくださいましたらと思います。

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

システムとしましては、今、考えているところなのですが、対象者に対して区のほうから通知を出して、申請を区に出してもらおうと。区でチェックして、保護者の口座に振り込むという形を取ろうと思っております。

給食費未納の方の取り扱いとかありまして、その確認とかという意味では、学校にお電話をかけることもあるかと思っておりますけれども、基本的にはそれほど学校には負担になら

ないとは思っております。

清正教育長 本間委員

本間委員 給食費の引き落としの事務作業としても、その区別が煩雑になるかなとは思いますが、けれども、そのあたりもスムーズにできるような手立てがあると解釈してよろしいですか。

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 給食費の支払いに関しては、今までと同じように保護者から学校に給食費を払ってもらうという形を考えておりますので、そういう意味では学校の負担軽減にはならないのですが、やり方としては変わらない形だと思っております。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ただいまの報告は終了させていただきます。

次に、日程第3、報告第65号「保育施設の開設予定等について」、事務局から説明をお願いします。

子ども環境
応援担当課
長 教育長

清正教育長 子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課
長 私からは、報告第65号、保育施設の開設予定等について、ご報告いたします。

1 ページおめくりいただきまして、委員会資料をごらんください。

保育施設の開設予定についてです。

1、要旨です。令和元年6月27日開催の本委員会では、待機児童数の多い滝野川地域及び赤羽東地区について、私立認可保育所の新規募集を行うことを報告いたしました。このたび、赤羽東地区において令和2年4月開設の運びとなった私立認可保育所等についてご報告いたします。あわせて、令和2年度の待機児童解消に向けた定員拡大の内訳等についても報告いたします。

2、令和2年4月開設及び定員変更予定施設です。(1) (仮称) にじいろ保育園志茂です。令和3年4月期開設を予定している(仮称) にじいろ保育園志茂の運営事業者であるライクアカデミー株式会社より、開設前までの期間、遊休施設予定である区立志茂保育園を活用した公私連携型保育所の開設提案がありました。この提案は、待機児童

解消に寄与するため、現在募集している赤羽東地区の新規提案及び新園舎完成までの暫定として開設を認めることといたしました。なお、令和3年4月期に新園舎に移転いたします。

①遊休施設を活用した公私連携型保育所についてです。設置主体は先ほども申しましたが、ライクアカデミー株式会社、場所については志茂3丁目41-5、開設時期、令和2年4月、定員につきましては、全体で47名の定員を考えております。

続きまして、裏面になります。旧赤羽中学校施設跡地を活用した私立認可保育所です。設置主体につきましては、先ほどのライクアカデミーと同様になります。場所につきましては、志茂1-19です。こちらにつきましては、案内図のとおり1番と2番というところで場所が変わっております。

開設時期です。戻りまして、令和3年4月期です。定員につきましては、全体で84名を予定しております。また、病児保育につきましては定員5名で、事業の開始時期につきましては、現在検討しているところでございます。

案内図です。①の場所につきましては、現在区立志茂直営の保育園がある場所になっておりまして、令和2年1月ごろ、図面にはございませんけれども、近接する旧志茂東ふれあい館跡地に移転し、指定管理となる予定でございます。

③経過及び今後の予定についてです。まず、旧赤羽中学校認可保育所の基本協定締結及び定期借地権の設定契約締結を今年度の7月、12月に予定しております。また、令和2年1月につきましては、暫定で開設する予定の公私連携型保育所の協定書及び賃貸借契約を進める予定でございます。以下、ごらんのとおりでございます。

(2) (仮称) さくらキッズ分園についてです。現在、認証保育所として運営しているさくらキッズを認可保育所さくら保育園の分園に移行いたします。なお、移行後の令和2年4月から施設名称をさくらキッズに変更する予定でございます。

次のページに行きますが、設置主体につきましては学校法人隆志学園、場所は東田端2-8-12でございます。定員については、以下の表のとおりでございます。

なお、こちらの提案につきましては、運営事業者が運営する両園ともに保育士確保等の課題があるため、統合するものでございます。認証保育所としては廃止し、そのスペースに認可保育所の0歳児の定員を受け入れる形になってございまして、待機児童解消にはつながらない提案ではありましたが、今後の安定的な運営を見据えて移行することを認めさせていただきました。

(3) ういず滝野川保育園です。0歳から2歳までの施設として運営している認可保育所、ういず滝野川保育園より、現在定員の空きの状況及び周辺の保育園の状況等を踏まえ、1歳から5歳までの認可保育所に変更したい旨の申し出がありましたので、以下のとおり定員を変更いたします。場所は滝野川6丁目9-4、定員については以下のとおりとなりますが、最終的には令和4年4月の58名の定員の変更を目指しております。ただ、段階的に各年度、定員を順次変更していくような計画になってございます。案内図については以下のとおりでございます。

裏面に行きまして、3番、令和2年度に向けた定員拡大等の内訳についてです。平成31年4月受け入れ可能数が9,060名でございました。令和2年4月に向けては312名増を予定しております。

まず、(1) 新規開設園についてです。表にありますキッズガーデン北区滝野川については、令和元年6月に開設、その後下にあります、MIWAたばた、ココファン・ナーサリー田端、王子神谷雲母保育園については、令和2年4月期に開設する予定でございます。

また、にじいろ保育園志茂とさくらキッズについては、先ほどご説明したとおりでございます。新規増設が右下308名を予定しております。

次ページに移りまして、(2) 定員変更についてです。こちら、定員変更につきましては、表にお示しのとおりでございますが、堀船南保育園につきましては、3歳からの受け入れ確保を充実するため、志茂保育園につきましては、新園舎に移って指定管理となるタイミングでの定員増、浮間東保育園につきましては、周辺の空き状況等から指定管理者より定員を減としたいという相談があり、承諾をしたところでございます。最後、滝野川北保育園、滝野川北保育園つぼみ分園につきましては、今後予定している大規模改修後の定員を見据えた定員増となります。ういず滝野川については先ほど説明したとおりで、こちらの増が4名で、新規の308名とあわせて322名増の予定となっております。

最後、(3) 今後の予定でございます。令和元年10月20日北区ニュース及び北区ホームページにおいて、各園の空き状況を公開する予定でございます。同じく12月10日、令和2年4月期の第一次利用調整に係る申請の締め切りを設けます。また来年2月14日一次内定者の発表を予定しております。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございました。2ページの②の病児保育のところなのですが、こちらの連携の病院はもう決まっているのでしょうか。もし、わかるようでしたら教えていただけたらと思います。

清正教育長

子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課

こちらにつきましては、旧赤羽中学校跡地の跡地利活用プロポーザル等で決定している内容でございます。病院につきましては、博栄会で決定しております。現在、病院と老人保健福祉施設を計画する予定で進んでおりまして、こちらの病院事業者と連携をするということで、検討しているところでございます。

清正教育長

ほかによろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第4、報告第66号「幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

子ども環境
応援担当課
長

教育長

清正教育長

子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課
長

引き続き、報告第66号、幼児教育保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて、ご報告いたします。

1 ページおめくりいただきまして、委員会資料をごらんください。

1、要旨でございます。令和元年10月からの幼児教育保育無償化に伴い、3歳から5歳児の保育園の給食費等の取扱いについては、無償といたします。また、幼稚園につきましては、各園において給食の実施回数等が異なることから、実費負担を継続する一方で、給食費とは別に利用者に対する補助を充実いたします。詳細は後ほどご説明いたします。

2、3～5歳児における給食の取扱いについてです。表のとおりとなりますけれども、認定こども園につきましては、2号は無償、1号は実費徴収といたします。ただし、区内にある私立認定こども園につきましては、現在2号の保護者からも給食費を徴収している現状がありまして、園と相談し、当面の間、現行を継続することといたしました。

幼稚園の給食費の一部免除については、後ほどご説明いたします。

3、私立幼稚園等利用世帯に対する補助の拡大についてです。

(1) 入園祝金の増額です。令和2年4月からとなりますが、現在4万円の上限としているところを8万円に変更いたします。

(2) 従来型幼稚園の保育料等の負担軽減についてです。従来型幼稚園利用者に対しては、国制度2万5,700円及び東京都制度1,800円の計2万7,500円月額を上限に負担の軽減を図ります。また、低所得者世帯及び多子世帯等に対しては、東京都の制度ならびに区制度において、上乘せ補助を行うとともに、次ページにございますが、次ページの太枠内の対象者世帯につきましては、園の規則で定めた毎年徴収する冷暖房費、実費教材費等補助の対象に加えることといたします

次ページの表をごらんください。こちらにつきましては、括弧でお示しをさせていただいている箇所が5カ所ありますけれども、そちらにつきましては、現在の金額が例えば一番左下の表ですけれども、現在8,000円である金額が、今後2万7,500円になるというような形の表になってございまして、その5カ所以外については、現行の

補助制度の金額が変わらないというような状態になってございます。

(3) 給食費の上乗せ補助についてです。保育園においては、全額無償としますが、幼稚園につきましては、年収360万円未満の世帯及び多子世帯の給食費は国制度の4,500円に加えまして、3,000円の区の上乗せの補助を行います。月額最大7,500円となります。

(4) 多子世帯のカウント方法の変更についてです。従来、国制度におきましては、小学校3年生までの子どもの人数でカウントをしておりましたが、令和元年10月より年齢にかかわらず子どもの人数に変更いたします。この制度改正におきまして、(2)(3)の対象者が拡大することとなります。

4、保育園における東京都の補助制度を活用した多子世帯負担軽減についてです。こちらにつきましては、今議会で議案として提出している北区保育料等徴収条例の改正内容とも重複いたします。0～2歳児を対象に多子世帯のカウント方法は、国による小学校就学前までの子どもの人数ではなく、年齢にかかわらず子どもの人数に変更いたします。また、当制度を活用する為、保育料の金額については、全ての階層において第二子の金額を第一子の金額の半額とするように改定を行う予定です。

5、認証保育所利用世帯に対する補助の拡充についてです。認証保育所につきましては、10月以降、国の認可外施設に対する幼児教育無償化・保育無償化に上乗せする形で、東京都の補助制度を活用する予定でございます。下表については、金額の上限として、補助の拡充を行います。

6、今後の予定についてです。令和元年9月、あしたになりますけども、文教子ども委員会でご報告いたします。また9月に関係する条例、規則、要綱の改正等を行います。

10月から幼児教育・保育の無償化の実施、令和2年4月から私立幼稚園等の入園祝金の充実を図っていきます。次ページ以降につきましては、国制度における概要となりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上、ご報告いたしました。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第5、報告第67号「ベビーシッター利用助成の開始について」、事務局から説明をお願いします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

では、私からはベビーシッター利用助成の開始について、ご報告させていただきます。

資料を1枚おめくりいただき、表紙をおめくりいただきまして、資料をごらんいただければと思います。

1の要旨です。平成31年4月期の待機児童数ですが、既にご報告させていただいているとおり、対前年度比で大幅に増加となりました。緊急に対応可能な方策として、東京都の補助を活用したベビーシッター利用助成を令和元年10月より開始するものでございます。

2の利用要件などです。(1)の利用対象者ですが、保育園の待機児童の保護者、もしくは育児休業を1年間取得した後、仕事に復職する保護者の児童で年齢は2歳児までといったこととなります。

(2)の利用可能時間でございますが、1日11時間以内で1月220時間が上限となります。

サービスを提供する側、(3)のベビーシッターの要件でございますが、東京都が指定する研修を修了したベビーシッターで、1時間あたりの利用料金を2,200円以下に設定していることなどが求められます。

3、(1)の補助の概要でございます。利用者の1時間あたりの負担が250円となるよう、利用料金の残りの金額を公費負担といたします。公費は東京都と区で負担いたしますが、育児休業を1年取得後に仕事復帰する方につきましては、東京都が10/10を負担、そうでない場合は、区が1/8を負担するといった形になります。仮に、保護者が利用上限いっぱい利用した場合、利用料金総額は48万4,000円になります。保護者のこの利用助成を回収しますと、その48万4,000円に経費がかかるのですが、保護者の負担は5万5,000円となり、残りは公費負担となるということでございます。ただし、公費負担分は利用者にとって税法上の雑所得となるため、1月から12月の期間の合計額が20万円以上の場合、税務署に確定申告が必要となります。また、20万円以下であっても住民税の申告が必要となりますので、その旨、利用者に丁寧に説明を行ってまいりたいと考えてございます。

(2)の手順でございます。細かい手順は資料に記載のとおりでございます。利用されている方、まず、区で助成の対象者であることの確認を行った後、ベビーシッター契約を結び、助成券を発行する。そういった流れになります。実際に利用があった際には、利用者は助成券と自己負担金をベビーシッターに渡し、ベビーシッターは利用者から受け取った助成券を持って、東京都から公費負担分を受け取ると、そして東京都は翌年度、翌会計年度に区に対し、区の負担分を請求するといった流れが大まかなところでございます。なお、この手続きでございますが、区が申請を受けた後、助成券を発行するためのアカウントを取得するため、東京都とのやり取りが必要になります。この期間が10日ほどかかってしまいます。よって、今回10月からの利用開始ということでございますが、10月にならなければ、東京都の区からのアカウント発行申請ができないという取り扱いとなりますので、利用者が実際にこの助成を利用できるようになるのが、最短でも10月中旬ごろになるのかなと考えてございます。

最後、今後の予定でございます。9月20日号の北区ニュース、さらには区ホームペ

ージ等により周知を行ってまいります。

以上、ご報告申し上げます。

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 わかる範囲で結構なのですが、実際のベビーシッターの利用者数、後はベビーシッターの方の人数、東京都のホームページ等でなっていますが、人数がどれくらいいるのか教えてください。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 まず、利用者については、こちらのほうではほとんど把握できないのです。ただ、実際に利用されている方から、4月からこれまでの間に重複があるかもしれないのですが、10件を超える要望がありまして、区のほうでなぜ利用できないのか、その中にはこれからの利用を考えている方もいらっしゃるようなのですが、10件ぐらいの方が具体的に検討されているような状況があるのかなと捉えています。ベビーシッターの数については、手元に資料がないので、またわかり次第、ご説明させていただければと思います。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第68号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第68号でございます。後援・共催に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。名義使用承諾報告ということで、今回、4件ござ

います。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「きたく子ども劇場遊び表現活動 令和元年度後期」同劇場運営委員長でございます。

2件目でございます。「きたく子ども劇場鑑賞例会 令和元年度後期」主催者は1件目と同じでございます。

おめくりいただきまして、3件目でございます。「親子租税教室「きたつくすウオークin赤羽」LaLaガーデン」王子法人会会長でございます。

4件目、「キッズわくわくワーク」同実行委員会委員長でございます。

以上、4件でございます。3ページ以降に実績報告といたしまして、5件お示しをしてございます。以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第9回教育委員会定例会を閉会させていただきます。